

川崎市立井田病院松葉杖保証金運用要綱

18 川井病庶第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程36号。以下「規程」という。）第53条及び第54条の規定のほか、川崎市立井田病院（以下「井田病院」という。）の松葉杖を貸し出しする際の保証金（以下「松葉杖保証金」という。）の運用について必要な事項を定めることにより、円滑かつ確実な松葉杖の貸出し及び返却を目的とする。

(徴収対象者)

第2条 松葉杖保証金の徴収対象者は、井田病院で松葉杖が必要と診断され、松葉杖の貸し出しを受けた者とする。

(徴収の猶予)

第3条 緊急やむを得ない場合又は特別な理由があると認められる者は、松葉杖保証金の徴収を猶予することができる。ただし、前述の理由が解消された場合は、その時点で松葉杖保証金を徴収することができるものとする。

(松葉杖保証金の額及び松葉杖保証金預り証の交付)

第4条 松葉杖保証金の額は、5,000円とし、その松葉杖保証金と引き換えに松葉杖保証金預り証（第1号様式）を交付し、松葉杖の貸し出しを行うものとする。

(返還)

第5条 松葉杖の貸し出しを受けている者が、その松葉杖を返却した場合には、徴収対象者から松葉杖保証金預り証を回収し、還付金領収書（第2号様式）を受領することにより、松葉杖保証金を返還するものとする。

(保管義務等)

第6条 松葉杖の貸し出しを受けている者が、その必要が認められなくなったにもかかわらず正当な理由なくして松葉杖の返却手続を行わなかった場合には、松葉杖保証金を預り金として10年間保管し、期間経過後は、その他医業収益に振り替えるものとする。

2 松葉杖の貸し出しを受けている者が、貸し出している松葉杖を修復不可能な程に破損又は紛失し、返却することが不可能な場合には、松葉杖保証金預り証を回収するとともに、その保証金をその他医業収益に振り替えるための松葉杖保証金振り替え承諾書（第3号様式）を徴収するものとする。

(松葉杖の返却の督促)

第7条 松葉杖の貸し出しを受けている者がその返却手続きを行わないまま貸し出し後6ヶ月を経過し、かつ引き続き貸し出しを行うべき正当の理由がないと認められる場合においては、井田病院は松葉杖の返却を督促するための通知を郵送その他の方法にて発送するものとする。

(預り票の紛失)

第8条 預り証を紛失した場合は、正当な権利の持ち主であることが確認できることを条件に、還付金領収書と引き換えに松葉杖保証金の返還ができるものとする。

(松葉杖の除却)

第9条 松葉杖の貸し出しを受けている者が正当な理由なくしてその返却手続きを行わないまま貸し出し後1年間を経過した時は、井田病院は当該貸し出し松葉杖を除却処分とすることとし、新たに補充を行うために調達手続きをとることとする。

2 松葉杖の貸し出しを受けた者が有する井田病院への保証金返還請求権については、前項の除却処分によっては自動的に消滅しないこととする。

(その他)

第10条 その他松葉杖保証金の取扱いについての必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

この要綱は平成15年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。